

## 〇つくば市建設業者褒賞要綱

平成15年2月14日

告示第18号

改正 平成15年6月27日告示第154号 平成17年5月16日告示第140号  
平成19年4月20日告示第167号 平成22年3月30日告示第151号  
平成27年3月31日告示第387号 平成28年5月10日告示第558号  
平成29年3月31日告示第417号 平成31年3月27日告示第437号  
令和3年12月27日告示第834号 令和4年3月31日告示第242号  
令和5年1月5日告示第6号

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事を誠意をもって適正に施行し、優れた成績で完成させた建設業者の事績をたたえ、もって建設業の健全な振興と市政の発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「建設業者」とは、法第2条第3項に規定する者をいう。

### (褒賞対象者)

第3条 褒賞の対象となる建設業者は、褒賞実施年度の前年度において建設工事を完成した者とする。ただし、褒賞実施年度の前年度又はその前々年度において、つくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）第2条第1項の規定による指名停止を受けた者は、対象としない。

（平31告示437・一部改正）

### (褒賞対象工事)

第4条 褒賞の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) つくば市工事成績評定要領の規定による成績評定（以下「成績評定」という。）

の点数がその年度の建設工事全体の成績評定の平均点数を超えている工事

(2) 次に掲げる建設工事の区分ごとに、次条に定める方法により順位を付した場合における第1順位から別記算式により算定した数の順位までに該当する工事  
(別記算式により算定した数が零となった場合を除く。)

ア 土木一式工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）

イ 建築一式工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）

ウ 舗装工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）

エ 電気・機械設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事及び電気通信工事をいい、請負代金額が500万円以上のものに限る。）

オ その他の工事（アからエまでに掲げる工事以外のものをいい、請負代金額が500万円以上のものに限る。）

カ 小規模工事（アからオまでに掲げる工事以外のものをいう。）

2 前項第2号オに掲げる建設工事の別記算式による数の算定は、同号アからエまでに掲げる建設工事の別記算式による数の算定後に行うものとする。

3 第1項第2号アからエまでに掲げる建設工事の別記算式により算定された数が零となったとき（別記算式備考第3項の規定により零となったときに限る。）は、当該建設工事の区分の建設工事は、同号オに掲げる建設工事の区分の建設工事とみなす。

（平31告示437・全改、令3告示834・一部改正）

（順位を付す方法）

第4条の2 順位は、成績評定の点数が最も高い工事から順次付すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事には、順位は付さないものとする。

(1) 一の建設工事の区分において同一の建設業者が完成させた複数の工事がある場合における成績評定の点数が最も高い工事以外の工事

(2) 複数の建設工事の区分において同一の建設業者が完成させた工事がある場合

における成績評定の点数が最も高い工事以外の工事

(3) 第3条ただし書に規定する者が完成させた工事

3 成績評定が同点の工事が複数あるときは、それぞれ同じ順位を付すものとする。

この場合において、当該同点の工事に次に成績評定の点数が高い工事には、それまでに順位を付した工事の数の次の数の順位を付すものとする。

4 前3項の規定により順位を付す場合において疑義が生じたときは、第7条に規定するつくば市建設業者褒賞審査委員会で順位を決定するものとする。

(平31告示437・追加)

(意見書の提出)

第4条の3 褒賞の対象となる建設工事を発注した主管課長は、建設業者褒賞対象工事に関する意見書(別記様式)を市長に提出するものとする。

(平31告示437・追加)

(褒賞の決定)

第5条 市長は、前条の規定による意見書の提出があったときは、第7条に規定するつくば市建設業者褒賞審査委員会の審査を経て、褒賞者を決定するものとする。

2 褒賞することに決定した者が、褒賞の日までに、つくば市入札参加指名停止等措置要綱に規定する指名停止措置要件に該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(平31告示437・一部改正)

(褒賞の種類等)

第6条 褒賞の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれ賞状を贈呈することにより行うものとする。

(1) 優良工事建設業者褒賞

(2) 特別褒賞

2 優良工事建設業者褒賞は、前条の規定により決定した褒賞者に対して行うものとする。

3 特別褒賞は、優良工事建設業者褒賞を受けた回数が5回、10回又は15回に達した者に対して行うものとする。

(平31告示437・全改)

(審査委員会)

第7条 褒賞の適正を期するため、つくば市建設業者褒賞審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部を担当する副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、市長公室長、財務部長、経済部長、建設部長、上下水道局長及び教育局長をもって充てる。

(平15告示154・平17告示140・平19告示167・平22告示151・平27告示387・平29告示417・令4告示242・一部改正)

(委員長の職務及び代理)

第9条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長の職にある委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 委員長は、会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(令5告示6・全改)

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部契約検査課工事検査室において行う。

(平22告示151・一部改正)

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、建設業者の褒賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成15年告示第154号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第167号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第151号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第387号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第558号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第417号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第437号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前のつくば市建設業者褒賞要綱の規定による褒賞は、この告示による改正後のつくば市建設業者褒賞要綱第6条第1号に掲げる褒賞とみなす。

附 則（令和3年告示第834号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第242号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第6号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条の3関係）

建設業者褒賞対象工事に関する意見書

|  |   |
|--|---|
| 第 号  |   |
| 年 月 日  |   |
| つくば市長  | 様 |
| 部 課  |   |
| (主管課長)   |   |
| つくば市建設業者褒賞要綱第4条の3の規定により、建設業者褒賞対象工事に関する意見書を提出します。 |   |
| 工事名  |   |
| 工事場所   |   |
| 受注者名   |   |
| 工事内容   |   |
| 工事に関する意見   |   |
| 備考   |   |

別記算式（第4条関係）

（平31告示437・追加、令3告示834・令5告示6・一部改正）

$$C/A \times B$$

備考

- 1 この算式により、建設工事の区分ごとに、数を算定するものとする。
- 2 A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
  - A 褒賞実施年度の前年度に完成した建設工事の件数（成績評定が行われなかった建設工事の件数を除く。）の総数
  - B Aの数に0.05を乗じて得た数（その数に整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
  - C 褒賞実施年度の前年度に完成した建設工事の区分ごとの件数（成績評定が行われなかった建設工事の件数を除く。）の総数
- 3 この算式により算定した数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。
- 4 第4条第1項第2号アからエまでに掲げる建設工事のこの算式により算定された数が零となったとき（前項の規定により零となったときに限る。）は、当該建設工事の褒賞実施年度の前年度に完成した建設工事の区分ごとの件数の総数を同号オに掲げる建設工事の褒賞実施年度の前年度に完成した建設工事の区分ごとの件数の総数に加算して同号オに掲げる建設工事のこの算式による数を算定するものとする。